

第30号議案

東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、乳児等通園支援事業の実施等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例

東京都台東区立保育所条例(昭和36年4月台東区条例第2号)
の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業)

第4条の2 東京都台東区立東上野乳児保育園においては、法第39条第1項の規定による保育を行うほか、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）を行う。

第6条に次の1項を加える。

4 乳児等通園支援事業の実施時間は、別に定める。

第9条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 幼児教育事業の実施に関すること（認定こども園に限る。）。

(3) 乳児等通園支援事業の実施に関すること（東京都台東区立東上野乳児保育園に限る。）。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、乳児等通園支援事業（指定管理者が行う場合に限る。）について利用時間1時間当たり300円の範囲内において利用料金を定め、これを指定管理者の収入として收受することができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。